

射水市新婚世帯向け新生活スタートアップ支援事業補助金交付

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻後の新生活に係る費用を支援することにより、本市での若者世帯の移住定住促進及び結婚に伴う経済的負担の軽減を図るため、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号）に定めるもののほか、射水市新婚世帯向け新生活スタートアップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第5条の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度の1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用で、敷金、礼金（補償金などこれに類する費用を含む）、仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 市内の民間賃貸住宅に住所を有していること。

- (3) 申請日時点において交付を受けることができる直近の年度の所得証明書における世帯全員の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）の合算額が400万円未満であること。
- (4) 住民登録日前60日以内に当該民間賃貸住宅の所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結していること。（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く）
- (5) 住民登録日から3年以上本市に定住する意思のある世帯であること。
- (6) 国又は地方公共団体その他の団体から、他の制度による住居費及び引越費用に対する補助を受けていないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用の合算額を2で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、射水市新婚世帯向け新生活スタートアップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、住民登録日から30日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届の受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 世帯全員の所得証明書（申請日時点において交付を受けることができる直近の年度分）
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 住居費及び引越しに係る領収書の写し
- (7) 世帯全員の完納証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助することが適当であると認めたときは、射水市新婚世帯向け新生活スタートアップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに射水市新婚世帯向け新生活スタートアップ支援事業補助金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を求められた交付決定者は、返還を求められた金額を市長が定めた期限までに返還しなければならない。

(必要書類の提出)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、必要書類の提出を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の提出を求められたときは、速やかに必要書類を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。